定額減税補足給付金(不足額給付)について

1. 事業概要

(1) 対象者

・パターンI

当初調整給付の算定に際し、令和5年所得額を基にした推計額(令和6年分推計所得 税額)を用いて算定したことにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確 定したのちに、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で不足が生じた方。

≪例≫

・令和6年推計所得(令和5年所得)> 令和6年所得

【理由】所得税額の減少

・出生などにより、扶養親族等の増 【理由】定額減税可能額の増+所得税額の減少

・パターンⅡ

本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ、低所得者世帯向け給付の対 象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方。

≪例≫

- ・青色事業専従者・事業専従者(白色)であって、本人として定額減税対象外
- ・合計所得金額が48万円超であって、本人として定額減税対象外

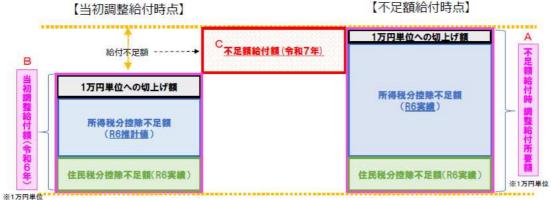
(2) 給付対象者数(推計)

パターンⅠ 4,957人(扶養親族を含む) パターンⅡ 544人

(3)給付額

・パターンI

令和7年の「不足額給付」算出時点の調整給付所要額(A)が、令和6年に給付した 「当初調整給付額」(B)を上回る方に対して、上回る額を「不足額給付」(C)とし て給付。



C:不足額給付額= A:不足額給付時調整給付所要額 - B:当初調整給付額

・パターンⅡ

原則4万円(定額) ※R6.1.1 時点で国外居住者であった場合には3万円。

2. 支給方法

令和7年度個人住民税課税台帳により、不足額給付の発生する対象者を抽出し、確認等が必要な方は、確認書等の返送をもって給付することとなるが、それ以外の方で公金受取口座登録者や本市より当初調整給付金を支給している方は申請不要とし、プッシュ型給付を予定。

(1)申請方法

窓口申請、郵送申請 確認書等の案内文書送付は、7月下旬頃を予定。

(2)受付開始時期

令和7年8月上旬から開始予定。

(3) 支給開始時期

令和7年8月中旬より公金受取口座登録者から支給開始。

(4)申請期限

令和7年10月31日(金)

3. 予算措置額

事業費 96,120千円 事務費 11,986千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金により、国より補填予定。